

筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会

会 議 資 料

日時:令和8年2月9日(月)13:30~

場所:神崎市役所 3階大会議室



次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1)協議会設立について

①検討会の経緯について

②協議会の設立について

③協議会規約について

(2)総合内水対策計画について

4. 閉 会

(1) 協議会設立について

① 検討会の経緯について

- 筑後川本川の右岸下流域に位置する神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町では、近年、市町を跨るような広範囲の内水氾濫が頻発化し、家屋等の浸水被害が多発する傾向にあるが、このような広範囲にわたる内水氾濫は、単独市町だけで解決し難い大きな課題となっている。
- このため、関係市町等が連携し、今後の流域治水対策について横断的な議論を深めながら、より効果的な取組計画を策定することを目的として、これまで6回の検討会を開催した。



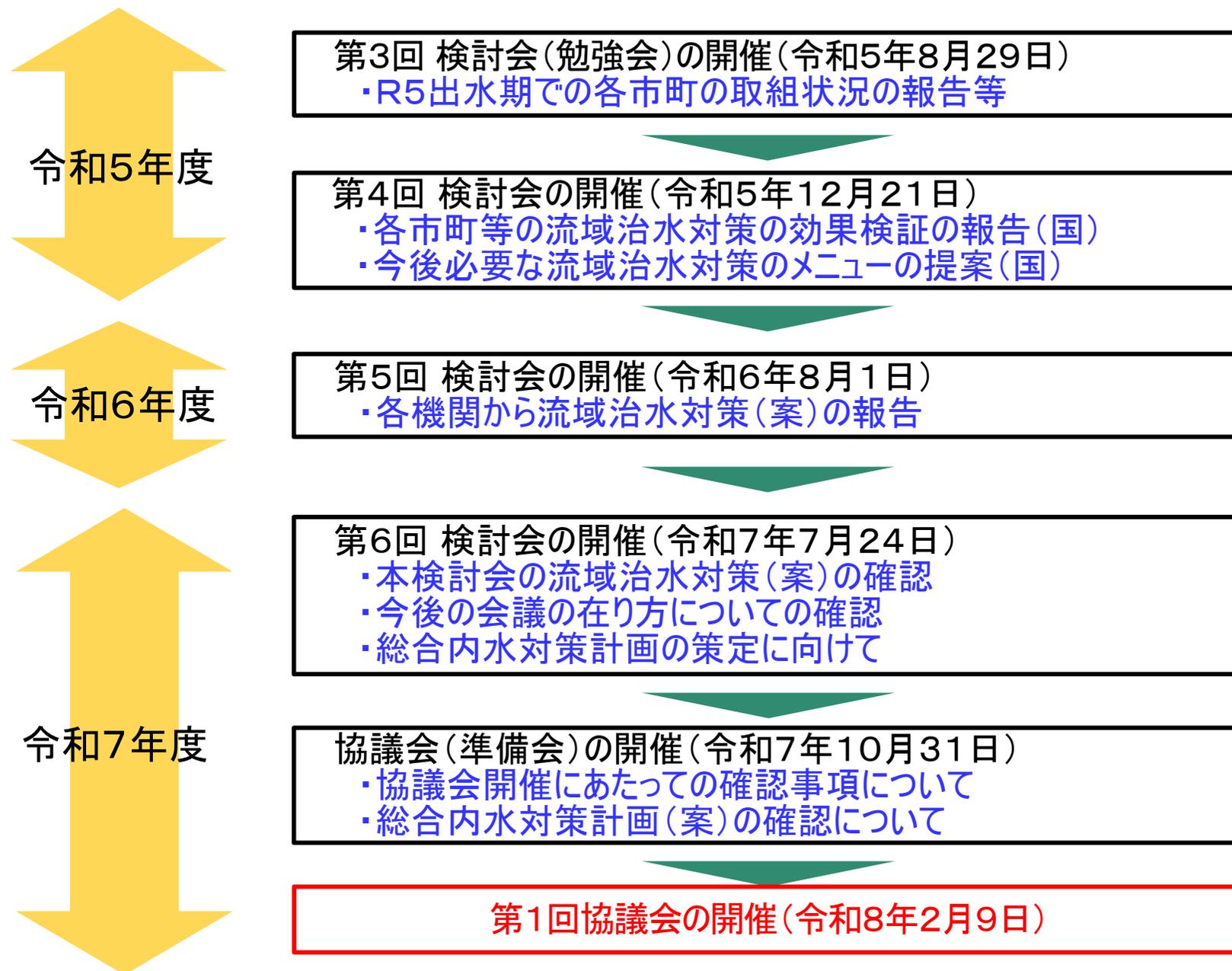
第1回 検討会の開催(令和4年12月21日)

- ・ 検討会の設立
- ・ 近年の出水状況の報告

第2回 検討会の開催(令和5年3月22日)

- ・ 各市町等の流域治水対策の取組状況の報告
- ・ 氾濫解析等による浸水被害状況の報告

(1) 協議会設立について



(1) 協議会設立について

② 協議会の設立について

- 新たな取組を進め、今後の具体的な整備の実現につなげるため、協議会を設立する。

【名 称】 筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会

【実施事項】

- ① 筑後川右岸下流域(三神地区)で行う流域治水の全体像を検討し、関係機関との共有を行う。
- ② 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「総合内水対策計画」を策定し公表をする。
- ③ 「総合内水対策計画」にもとづく対策の実施状況のフォローアップを行う。
- ④ その他、流域治水に関して必要な事項を行う。

- 筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会の組織体制

- ・ 協議会と幹事会の構成とする。
- ・ 通常は年1回程度の幹事会の開催を主とし、計画内容の変更等の重要案件が生じた場合など、必要に応じて協議会を開催する。

協議会

構成メンバー【規約 別紙1】

幹事会

構成メンバー【規約 別紙2】

(1) 協議会設立について

③ 協議会規約について

筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会 規約(案)

(設置)

第1条 本協議会は、「筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 近年、気候変動の影響により豪雨災害が激甚化・頻発化しており、令和3年8月豪雨では、筑後川下流域においても甚大な浸水被害が発生している。
本協議会は、このような激甚化・頻発化している豪雨災害に備え、筑後川右岸下流域(三神地区)のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」に関する計画を策定し、これを計画的に推進するために関係機関が調整を行いながら、事業の実現化に向けて連携していくことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を求めることができる。

(1) 協議会設立について

③ 協議会規約について

筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会 規約(案)

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 筑後川右岸下流域(三神地区)で行う流域治水の全体像を検討。また、関係機関との共有。
 - (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「総合内水対策計画」の策定と公表。
 - (3) 「総合内水対策計画」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会を円滑に行うため、事務局を置く。
2 事務局は、神崎市に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和8年2月9日から施行する。

(1) 協議会設立について

③ 協議会規約について

筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会 規約(案)

別紙1 筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会 名簿

- ・国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長
- ・国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所長
- ・農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
- ・農林水産省 九州農政局 筑後川下流右岸農地防災事業所長
- ・独立行政法人 水資源機構 筑後川下流総合管理所長
- ・佐賀県 県土整備部 東部土木事務所長
- ・佐賀県 農林水産部 東部農林事務所長
- ・神埼市長
- ・吉野ヶ里町長
- ・上峰町長
- ・みやき町長
- ・佐賀東部土地改良区 理事長
(オブザーバー)
- ・佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
- ・佐賀県 農林水産部 農山村課長
- ・佐賀県 農林水産部 林業課長
- ・佐賀県 農林水産部 森林整備課長

(1) 協議会設立について

③ 協議会規約について

筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会 規約(案)

別紙2 筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会幹事会 名簿

- ・国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 流域治水課長
 - ・国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 流域治水課長
 - ・農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
 - ・農林水産省 九州農政局 筑後川下流右岸農地防災事業所 調査設計課長
 - ・独立行政法人 水資源機構 筑後川下流総合管理所 筑後川下流用水管理所長
 - ・佐賀県 県土整備部 東部土木事務所 副所長
 - ・佐賀県 農林水産部 東部農林事務所 副所長
 - ・神崎市 総務企画部長
 - ・神崎市 産業振興部長
 - ・神崎市 建設部長
 - ・吉野ヶ里町 総務課長
 - ・吉野ヶ里町 農林課長
 - ・吉野ヶ里町 建設事業課長
 - ・上峰町 危機管理対策監
 - ・上峰町 産業課長
 - ・上峰町 建設課長
 - ・みやき町 総務部長
 - ・みやき町 事業部長
 - ・佐賀東部土地改良区 事務局長
- (オブザーバー)
- ・佐賀県 県土整備部 河川砂防課 副課長
 - ・佐賀県 農林水産部 農山村課 副課長
 - ・佐賀県 農林水産部 林業課 副課長
 - ・佐賀県 農林水産部 森林整備課 副課長
 - ・福岡県 県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
 - ・久留米市 都市建設部 国県事業調整課長
 - ・久留米市 城島総合支所 環境建設課長
 - ・佐賀県土地改良事業団体連合会 事業部 施設管理課長

(2) 総合内水対策計画について

筑後川右岸下流域(三神地区)総合内水対策計画

～国・県・市町等が連携し、住民と一体となって水害に強いまちづくりを目指す～

○令和3年8月の大雨により、市町をまたぐ広い範囲で内水による浸水被害が発生した筑後川右岸下流域(三神地区)において、国・県・市町等の関係機関が連携し、「**筑後川右岸下流域(三神地区)総合内水対策計画**」を策定します。

○関係機関が連携し、**ハード・ソフト対策が一体**となった総合的な対策を実施します。

○住民の自助・共助の取り組み、住民が自らの命を守るための備えや行動を支援します。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策【ハード対策】

■令和3年8月の大雨では、筑後川右岸下流域(三神地区)の排水機場において排水運転が実施されたほか、排水ポンプ車による排水活動も行われたものの、筑後川本川の水位が上がり、排水が困難になったため、各支川からの溢水等により浸水被害が発生。

⇒ **国・県・市町等の役割分担のもとハード対策を実施**

〈主な対策メニュー〉

○洪水氾濫対策

(国・県・市町) 河川整備、維持管理
(国・独法・県) 幹線水路、ため池の整備

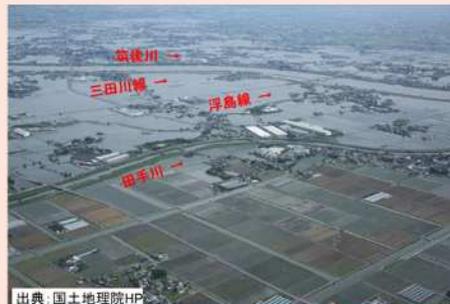
(国) 城原川ダムの建設

○内水氾濫対策

(国・県・市町) 排水機場の整備等

○砂防対策

(県) 砂防施設の整備



出典:国土地理院HP
筑後川右岸下流域(三神地区)浸水状況(R3.8大雨)

○森林整備、治山対策

(県・市町) 造林事業、治山事業の実施

○流域の雨水貯留機能の拡大

(市町・関係団体)

・田んぼダムの取組推進
・クリーク、ため池の事前排水

(市町) 公共施設活用による貯留施設の整備等

(市町) 雨水貯留タンク設置補助

(市町) 集落内水路整備

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策【ソフト対策】

■将来的な気候変動の影響により、ハード対策だけで全てを守りきることは困難と考えられ、住民の自助・共助の取り組みがこれまで以上に重要。

⇒ **浸水リスクの高い地域においては、地域と連携の上、住まい方の工夫や土地利用に関するルールづくりを推進。住民が自らの命を守るための事前の備えや避難行動を支援するためのソフト対策を実施。**

〈主な対策メニュー〉

○水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫

(市町) 立地適正化計画の策定

○土地の水災害リスク情報の充実

(県・市町) ハザードマップ等の作成
(国・県・市町) 監視カメラ・水位計の設置・更新

(市町) 防災行政無線システム更新

○避難体制等の強化

(市町) 救命ボート等の配備
(市町) トイレトレーラーの運用
(国・県・市町) ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援

○経済被害の軽減

(市町) 防災拠点等の整備
(市町) 災害連携協定締結
(国・独法・県・市町) 排水ポンプ車の運用、支援

(2) 総合内水対策計画について

筑後川右岸下流域(三神地区)流域治水対策協議会 主な対策一覧

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ◆神埼市
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・田んぼダムの推進
 - ・クレークやため池の事前排水
 - ・制水門の遠隔操作に向けた施設改良
 - ・河川の河道掘削、護岸整備
 - ・集落内水路の整備
 - ・公園、学校校庭等での貯留施設整備の検討
 - ・排水機場の整備(調査設計、整備)
 - ・造林事業(間伐等)の実施
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・立地適正化計画の策定
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・救命ボート等の配備
 - ・防災行政無線システム、監視カメラの更新
 - ・内水ハザードマップの作成
 - ・排水ポンプ車の運用
 - ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援
 - ・防災拠点の整備
 - ・中小河川の洪水ハザードマップの作成

- ◆吉野ヶ里町
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・田んぼダムの推進
 - ・クレークの事前排水
 - ・河川の河道掘削
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・立地適正化計画の策定
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援

- ◆国土交通省
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河川整備
 - ・城原川ダムの建設
 - ・河道内の堆積土砂の除去、立竹木等の伐採
 - ・排水機場や水門等の点検・更新
 - ・排水機場の機能向上・更新に関する効果等の検討
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・災害時のホットラインの構築
 - ・排水ポンプ車等の支援

- ◆農林水産省
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・幹線水路の護岸整備

- ◆佐賀県東部土地改良区
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・クレークの事前排水
 - ・制水門の遠隔操作に向けた施設改良の検討

- ◆水資源機構
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・幹線水路の護岸整備
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・排水ポンプ車の支援

- ◆全機関
- ・特定都市河川浸水被害対策法の活用についての検討



- ◆上峰町
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・田んぼダムの推進
 - ・クレークの事前排水やため池の整備
 - ・河川の河道掘削
 - ・制水門の電動化や遠隔操作に向けた施設改良
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・立地適正化計画の策定
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・防災拠点の整備
 - ・中小河川の洪水ハザードマップの作成
 - ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援
 - ・土壌ステーションの設置
 - ・ため池水位計及び監視カメラの拡充
 - ・クレーク水位計及び監視カメラの拡充

- ◆みやき町
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・田んぼダムの推進
 - ・クレークやため池の事前排水
 - ・みやき町中央公園整備に伴う調整池の整備
 - ・雨水貯留タンク設置補助
 - ・流域治水対策に係る調査及び事業化検討
 - ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・立地適正化計画の策定
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・被災車両等の無償回収等に係る災害協定
 - ・ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援
 - ・ため池ハザードマップ・排水ポンプ車の運用
 - ・トイレトレーラーの運用

- ◆佐賀県
- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・河川整備
 - ・河道内の堆積土砂の除去、立竹木等の伐採
 - ・排水機場や水門等の点検・更新
 - ・砂防施設の整備
 - ・ため池の整備
 - ・クレークの整備(制水門整備、護岸整備)
 - ・治山事業(谷止工)の実施
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・浸水想定区域図の作成
 - ・河川監視カメラの拡充
 - ・幹線水路水位計の拡充及び更新
 - ・排水ポンプ車の運用

図4-1-1 主な対策の実施内容

(2) 総合内水対策計画について

主な対策ロードマップ

区分	対策内容	実施主体	番号	工程		
				短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね10年～20年)
4-2 氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための 対策	洪水氾濫対策	国・県・市町	(1)	河川整備、堆積土砂の除去・立竹木の伐採		
		国・独立行政 法人・県	(2)	幹線水路、ため池の護岸整備		
		国	(3)	城原川ダムの建設		
	内水氾濫対策	国・県・市町	(4)	排水機場や水門等の点検・更新及び排水機場の整備や機能向上・更新に関する効果等の検討		
	砂防対策	県	(5)	砂防施設の整備		
	森林整備、治山対策	県・市町	(6)	造林事業、治山事業の実施		
	流域の雨水貯留機能の拡大	市町・関係団体	(7)	水田貯留機能向上、農業用水利施設の整備・有効活用、ため池の整備・有効活用		
		市町	(8)	公共施設(公園、グラウンド)活用による貯留施設の整備及び検討		
		市町	(9)	雨水貯留タンク設置補助		
		市町	(10)	集落内水路の整備		
4-3被害対象を減少 させるための対策	水災害ハザードエリアにおける 土地利用・住まい方の工夫	市町	(1)	立地適正化計画の策定		
4-4 被害の軽減・早期 復旧・復興のため の対策	土地の水災害リスク情報の充実	県・市町	(1)	浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成		
		国・県・市町	(2)	監視カメラ・水位計の設置・更新		
		市町	(3)	防災行政無線システム更新、コミュニティ放送を活用した防災情報発信		
	避難体制等の強化	市町	(4)	救命ボート等の配備		
		市町	(5)	トイレトレーラーの運用		
	経済被害の軽減	国・県・市町	(6)	ホットラインの構築、防災に関する地区の取組支援		
		市町	(7)	防災拠点、土囊ステーション等の整備		
		市町	(8)	被災車両等の無償回収に係る災害協定		
		国・独立行政 法人・県・市町	(9)	排水ポンプ車の運用及び排水ポンプ車等の支援		
	浸水被害対策法の総合的な推進	全機関		特定都市河川浸水被害対策法の活用についての検討		

図4-1-2 主な対策のロードマップ

(2) 総合内水対策計画について

今後の対策検討について

近年、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発していることから、気候変動に伴う降雨量の増加等を踏まえた今後の取組み方針を関係者と一体となって検討しているところである。

筑後川右岸下流域（三神地区）においても、今後、これまで以上の降雨が発生することが考えられるなか、浸水対策に係る技術開発にも目を向け、本計画に位置付けた対策の実施と併せて、更なる対策の追加や計画の見直しを含めた検討について、協議会等での議論をもとに、関係機関が連携し取り組んでいく。